

議会は独自な監視機能を發揮するとともに、監査委員の監査領域の中で、議会がかかわらない（財政援助団体）、あるいはかかわれる領域を意識し議会の監査請求、監査委員報告を活用することが必要だ。議選の存置、廃止を問わず、このことは考慮しなければならない。

監査委員と議会の役割の異同

監査委員と議会（そして首長等）は、住民の福祉の増進を最少の経費で最大の効果を及ぼすように進める共通のミッションを有している。こうしたミッションをもちつつも、監査委員を有効に活用するのは議会であることを強調してきた。監査委員は表1の業務をこなす。これを踏まえての監査委員と議会の役割分担、連携が必要となる。表1では議会と連携が必要となる。表1では議会と連携が行われているが、本連載では決算審査も含めている。

その連携にあたって、二つのポイントがある。一つは、監査委員との類似機能である行政監査や決算監査を議会審議に活用すること、もう一つは議会がかかわらない領域にかかわっている監査委員報告を議会審議に活用すること、である。これらを

連載・第114回

「自治体議会学」のススメ

監査委員と議会の役割の異同

2017年自治法改正を議会力アップに⑦

山梨学院大学法学部教授／◆江藤俊昭
同大学院社会科学研究所長

えどう・としあき 1956年東京都生まれ。中央大学大学院法学研究科博士課程満期退学。博士（政治学）。マニフェスト大賞審査委員。第29次・第30次地方制度調査会委員等を歴任。著書に「議会改革の第2ステージ——信頼される議会づくりへ」「自治体議会学」（以上、ぎょうせい）、「地方議会改革」「図解 地方議会改革」（以上、学陽書房）、「討議する議会」（公人の友社）、「自治を担う議会改革」（イマジン出版）、編著に「自治体議会の政策サイクル」（公人の友社）、「Q & A 地方議会改革の最前線」（学陽書房）、「議会基本条例 栗山町議会の挑戦」（中央文化社）など。

行うにあたって、議員それぞれでの活用は必要であるが、議会としての取り組みも重要である。もちろん、監査基準の設計、監査委員の勧告、監査専門委員の設置等による監査委員の役割強化は前提となる。

サイクルに監査委員を活用

①監査請求制度の活用

議会の監査請求制度は、監査委員制度の法定化にあたって議選とともに

導入されたものである（自治法98条）。導入すれば、議会の監査機能が監査委員に移動したことによる制度化だ。だが、議会の監査請求（自らが監査委員に移動したことによる制度化だ。だが、議会の監査請求（自治法252条の40）は、ほとんど活用されていない（注1）。また、個別外部監査請求制度の活用についても同様である。全国市議会議長会によれば、監査請求は6市議会で7件、個別外部監査請求は0件となつてい

る。全国町村議会議長会によれば、監査請求は3町村で3件、個別監査請求は公開されていない。

②監査委員報告の活用

監査委員報告を議会として受け取り、議会審議に活用するルールを明確化し、議会審議に活かす必要がある。監査委員報告は、議会との類似機能の領域だけではなく、議会がかわられない領域についての貴重な情報を探して提供している。たとえば、三重県議会には「平成29年度財政的援助

注1 全国市議会議長会「平成29年度 市議会の活動に関する実態調査結果（平成28年1月1日～12月31日）」、全国町村議会議長会「第63回 町村議会実態調査結果の概要（平成29年7月1日現在）」。

注2 監査委員から議長に提出された最近の報告として「行政監査の結果について(報告)」(2017年3月29日)、「定期監査(後期)の結果について」(2017年3月29日)、「定期監査(前期)の結果について」(2017年8月4日)、「公の施設の指定管理者監査の結果について」(2018年1月30日)、がある。

表1 監査委員による監査の種類と目的

監査の種類	監査の契機	監査の目的		着眼点	類似機能
財務監査(定期) (隨時)	義務(年度1回) 任意	財務の事務執行が法令に則って適正に行われていることを担保	指摘型 保証型	合規性・3E	包括外部監査
行政監査(隨時)	任意	事務執行が法令に則って適正に行われていることを担保	指摘型	合規性・3E	議会、 行政評価
財援団体等監査	長の要求・任意	財政援助団体等の出納その他の事務で財政援助等に係るものが適正に行われていることを担保	指摘型	合規性	長
指定金等監査	長の要求・任意	指定金等扱う公金の収納・支払事務の適正さを担保	指摘型	正確性	会計管理者
決算審査	義務(年度1回)	会計管理者の調製した決算の正確性を担保	保証型	正確性	
例月出納検査	義務(月1回)	会計管理者の現金の出納の正確性を担保	保証型	正確性	
基金運用審査	義務(年度1回)	長の基金の運用の正確性を担保	保証型	正確性	
健全化判断比率審査	義務(年度1回)	長の計算した健全化判断比率の正確性を担保	保証型	正確性	個別外部監査
直接請求監査	住民の請求	住民の請求により事務執行を監査し住民自治を保証	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
住民監査請求	住民の請求	住民の請求により財務の事務執行を監査し住民自治を保証 住民訴訟の前置機能	指摘型	合規性	個別外部監査
長の要求監査	長の要求	長の要求により事務執行を監査し長に政策判断の材料を提供	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
議会の請求監査	議会の請求	議会の請求により事務執行を監査し議会に政策判断の材料を提供	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
職員賠償責任監査	長の要求	職員の賠償責任の有無及び額の決定	指摘型	合規性	

出所：総務省「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書（参考資料）」2013年3月。

注：本連載では、議会の「類似機能」として行政監査だけではなく、決算書査も含めて考えている。

団体等監査結果報告書」(18年3月)が提出されている(出資団体、公の施設管理団体、補助金交付団体)。一方、報告はあるものの議員個人に

配布されるだけの場合、報告もない自治体もあるという。

報告案件として上程されている。正確には、議長へ提出され、それを報告として議会に上程している（注2）。報告案件は、本会議における総括質疑の対象とはなるが、委員会へは付託されない。

報告案件として上程されている。正確には、議長へ提出され、それを報告として議会に上程している（注2）。報告案件は、本会議における総括質疑の対象となるが、委員会へは付託されない。

議会としてではないが、議員として財政援助団体等にかかることは可能である。たとえば、18年度の当初予算に対する予算決算委員会第1分科会（総務委員会）での審査において、監査事務局に對して監査方針や財政援助団体等への監査に関する質疑に活用する議員もいた。なお、17年度においては、財政援助団体等への監査として、指定管理者の監査があつたが、この指定管理者は、市の補助金も受けている。監査委員報告を活用すれば、こうした領域にも議会の監視が効く。

なお会津若松市の場合、定期監査では補助金・交付金を支出している執行機関に対する監査は行われていて、財政援助団体等への監査として、補助金・交付金等の交付先の団体等に対する直接の監査は行われていない。

③研修の充実

議選が議会で研修を行うことを提案している。筆者が研修を行った議選では、当初現職議選や議選OBが講

監査委員制度や監査内容等についての有能な講師は存在する。長年、識見監査委員に就任している人、あるいは監査委員事務局職員はいる。また、都道府県ごとに設置される町村監査委員協議会役職の人、あるいはその事務局長・職員などが想定できる。議会の監査請求を積極的に行っている那賀町議会を紹介したが、この町にはベテラン監査委員・識見監査委員がいて、現場に即した「町村監査入門」(17年、A4判85頁)を作成している(注3)。監査委員制度に詳しい身近な人を講師にした議員研修は不可欠である。

さらに、議選監査委員による議員研修は議会からの視点による実践的なものとなる。

北海道芽室町議会では、「財務監査機能の強化」を目的に、出納検査結果報告について研修を行った(「監査委員制度の概要と出納検査について」17年4月24日)。講師は議選の西尾一則議員だった。参考資料として、全国町村監査委員協議会編「監査必携」(第一法規、13年)が活用されている。監査委員の活動全体を踏まえた研修となつた。

監査事務局と協力して監査委員を講師に招くなどの研修を模索している。監査委員制度や監査内容等についての有能な講師は存在する。長年、議見監査委員に就任している人、あるいは監査委員事務局職員はいる。また、都道府県ごとに設置されていれる町村監査委員協議会役職の人、あるいはその事務局長・職員などが想定できる。議会の監査請求を積極的に行っている那賀町議会を紹介したが、この町にはベテラン監査委員・議見監査委員がいて、現場に即した『町村監査入門』(17年、A4判85頁)を作成している(注3)。監査委員制度に詳しい身近な人を講師にした議員研修は不可欠である。

さらに、議選監査委員による議員研修は議会からの視点による実践的なものとなる。

舛田正憲氏によるものである。舛田氏は徳島県監査委員協議会会長・全国町村監査委員協議会会長を歴任している。議会事務局長と監査委員事務局長は兼務、その下に議会事務局職員と監査委員事務局職員が独自に（兼務ではなく）配置されている。なお、那賀町監査委員の実際については、田口一博「議会と監査委員（上・下）」「地方議会人」2018年3月号、4月号、に詳しい。